

名古屋女子大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

名古屋女子大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、名古屋女子大学については、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているか否かの判断を保留する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、学則や初年次テキスト「大学で学ぶということ」などに明確に示されている。各学部・学科の教育目的は、学校教育法を遵守し、学則に具体的かつ簡潔に明示され、社会や学生のニーズの変化に対応し、改定されている。

大学の使命・目的及び教育目的は、ホームページ、学園要覧、大学案内などにより内外に周知され、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映されている。また、教育研究組織は、大学の使命・目的に沿って適切に構成されている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーを明確に定めており、その方針に沿った各種の入学者選抜が行われ入学定員の確保に努めている。

教育目的に則した教育課程編成方針に基づき体系的に教育課程が編成されており、また教授方法の工夫、教員と職員の協働などによる学修及び授業支援に取り組んでいる。

単位認定及び卒業・修了認定の基準は、明確に定められ厳正に適用されている。

キャリアガイダンスについては、「キャリアデザインプログラム」を整備し、教育課程内外を通じた社会的・職業的な自立に関する指導を行っている。また、学生生活を支援するための諸制度も整備されている。

教員数は大学設置基準及び大学院設置基準を満たしており、教員の資質・能力向上に資する制度も整備されている。また、校地・校舎の面積も設置基準を充足しており、平成27(2015)年度には、天白学舎（文学部）を汐路学舎に移転統合することにより、教育研究環境・機能の充実が図られている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

学則に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定め、学長の権限と責任を明確にするとともに、意思決定に必要な組織や制度を整備し、学長がリーダーシップを発揮できる体制を構築し、運営されている。

法人及び大学の業務執行に必要な事務組織は適切に整備され、職員の資質・能力向上に向けた積極的な取り組みを行っている。

財務運営は、収支のバランスを確保しており、安定した財務基盤の構築に努めている。

しかし、法人の管理運営については、書面による理事会の決議や関連会社への資金の貸付を評議員会に諮問せず理事会において決定している点などがあり、適切に運営されてい

るとは言えない。また、監事もその点について必要な意見表明を行っておらず、その職責を果たしているとは言えない。

「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価については、学則に規定するとともに、自己点検・自己評価委員会規程を定め、エビデンスに基づいた自主的・自律的な自己点検・評価を適切に行っている。

また、「自己点検評価書」や「学生による授業評価」等の結果に対する PDCA サイクルの仕組みを確立し適切に機能させることにより、自己点検・評価の結果を有効に活用している。

総じて、「学園の信条である『親切』を根幹として、個々の人格を陶冶し、かつ高い教養を身に纏った、よき家庭人であり力強い職能人としての女性を育成する」という建学の精神に基づく大学の使命・目的及び教育目的を達成するために、必要な教育研究及び管理運営の制度・組織等を整備し運営されているが、法人における理事会等の管理運営については、改善を要する点がある。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.建学の精神」「基準 B.職能教育」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神は、創立者越原春子の意志を受継ぎ「学園の信条である『親切』を根幹として、個々の人格を陶冶し、かつ高い教養を身に纏った、よき家庭人であり力強い職能人としての女性を育成する」としている。建学の精神に基づく大学の使命・目的の意味・内容は、学則をはじめ、ホームページ、学園要覧、初年次教育テキスト「大学で学ぶということ」等に簡潔な文章で具体的に示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特色は、使命・目的、教育目的に反映され、明示されている。

大学としての目的をはじめとして学部・学科・専攻及び研究科の教育目的は、学校教育法などの関連法令にのっとり、学則に定めている。

学部・学科・専攻及び研究科の教育目的は、大学を取巻く情勢、学生のニーズ等の変化に対応して改定されている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的については、全教職員対象に毎年行われる全学始業総会における訓示や、創立者越原春子伝「もえのぼる」及び越原春子日誌「美濃少女」の配付などを通して理解と支持を得るように努めている。また、ホームページや大学案内等に掲載するなど学内外へ周知するように努めている。

大学の使命・目的及び教育目的は、各学部・学科・専攻及び研究科の三つの方針に反映され、使命・目的及び教育目的を達成するための必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

家政学部 3 学科、文学部 2 学科 2 専攻、大学院生活学研究科のアドミッションポリシーは、明確に定められており、ホームページ等に掲載され、オープンキャンパスなどで周知に努めている。アドミッションポリシーに沿って「知識・理解」「関心・意欲」「能力・適性」「態度・表現」の四つの特性を学科・専攻ごとに図表化し、選抜方式ごとの募集人員枠を定め、ホームページで公開するなど受験生に対してわかりやすいように工夫している。アドミッションポリシーに沿った 7 種類の選抜方法により入学試験が実施され、試験問題は学内の「学力検査専門部会」において作成されている。

入学定員に沿った学生受入れ数を維持するように努めており、大学全体として概ね定員数を満たしている。また、新たなコース制の導入など継続的な努力を行っている。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

全ての学科・専攻において、カリキュラムポリシーが定められ、ホームページ等に明示されている。また、学部・学科・専攻において体系的な科目配置がなされ、カリキュラムマップとして示されている。学科会議等で授業内容・方法の改善についての審議が行われ、学科単位の FD(Faculty Development)活動を通して教授方法の工夫・開発に努めている。各学科の FD 活動実施報告書が作成され、学長をはじめ教職員間で情報の共有がなされている。制度的にカリキュラムが固定される学科が多い中で資格試験合格等の成果を挙げている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

大学院在籍者が少ないため、TA の役割は限定されるが、教育研究活動を支援する技術職員、教務嘱託職員を配置するなど教職員との連携による学修及び授業支援が行われている。クラス単位で教員が指導する「指導教員制」を採用しており、「学生支援センター」か

ら指導教員に対して、成績不振者への履修指導を依頼している。

学術情報センター大学図書館は、「名女大読書プロジェクト」を展開するなど活発な活動を行っている。また、高大連携事業として平成 24(2012)年度から「大学入学前図書館指導」を合格者に実施している。平成 27(2015)年度に、卒業生の就職先企業へのアンケートを実施し、学科で分析・検討を行い、学修・授業支援のための体制改善策に反映させている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

各学科のディプロマポリシーと卒業要件は、履修要項に記載されており、卒業判定は学則に定められた成績評価基準に従って、教授会等で厳正に行われている。キャップ制の厳格化と GPA(Grade Point Average)制度の本格的な活用が、今後の課題として検討されている。

大学院生活学研究科では、学位規則で定められた大学院修了要件や単位認定、学位論文提出規則に従って学位論文の審査が行われている。

【参考意見】

○一部の授業科目のシラバスに成績評価基準の記載に不備があり、早急に是正することが望まれる。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

大学独自の「キャリアデザインプログラム」を平成 16(2004)年度から導入し、「キャリア支援委員会」「学生支援センターキャリア支援部門」「オープンカレッジ事務室」を所掌する入試広報課が運営に当たっている。課程教育、キャリア支援、オープンカレッジを有機的に連携させ、学生の社会的・職業的自立を促進するための指導体制を整備し効果を挙げている。また、各学部・学科の教員と事務職員とで構成される「キャリア支援委員会」を中心として、キャリアガイダンスや各種セミナーの開催、インターンシップ制度の運用など、学生の社会的・職業的自立に向けた支援が積極的に行われており、就職率が高い水準で維持されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

「学生による授業評価に基づく授業改善プログラム」を導入し、学生による授業評価結果を教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用している。

卒業時アンケート調査、学修到達度調査、卒業後 3 年目を迎える卒業生が勤務する企業を対象としたアンケート調査などにより、教育目的の達成状況を点検・評価している。

食物栄養学科は、2 年続けて管理栄養士国家試験の合格率が 100%であった。児童教育学専攻においても、平成 26(2014)年度に多くの学生が小学校教諭として正規採用され、他の学科においても、多くの学生がそれぞれの専門職に就職しているなど、教育目的の達成状況は良好である。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービス、学生指導のための組織として学生支援センター、学生委員会を設け、課外活動支援、危機管理・交通安全教育、奨学金による経済支援などを実施し、学生生活支援部門と指導教員の連携により、学生生活の安定を図っている。

学生生活満足度調査や意見箱の設置により学生からの意見や要望をくみ上げるシステムは構築されており、機能している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教員数及び教授数は、大学設置基準及び大学院設置基準を満たして、配置されている。

「自己点検・自己評価委員会」が、授業評価アンケート結果に基づき授業改善の取組みを行っている。また、その授業を担当する教員のアンケート結果に対する考察を記述した期末評価結果は、図書館にて公開しており、学科・専攻ごとに教員相互で授業参観や授業検討会による授業改善に取り組んでいる。

特色ある教育活動に対する助成として「教育特色化推進経費」を設け、教育効果向上に努めている。

全学共通科目を多く配置し、教養教育実施のための体制が整備されている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎の面積は設置基準を満たしており、また、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備を行い、適切な管理運営が行われている。

平成 27(2015)年度の天白学舎(文学部)の汐路学舎への移転統合により、教育研究環境・機能の向上が図られている。

教育研究活動を安全かつ円滑に行う環境を保持し、図書館・IT 環境等の教育環境の充実に努め、授業及び自習等に活用している。図書館は平日及び土曜に開館しており、十分利用できる環境を整備している。また、建物の耐震及びバリアフリー化についても計画通り進めている。

授業科目の開講基準を設定して授業を行う学生数の適切な管理に努めている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしていない。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為で「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行う」を目的に掲げ、関係法令を遵守することで規律を維持するとしている。

理事会・常務理事会等の運営体制を整え、定期的を開催するなど、使命・目的の実現のための継続的な努力を行っている。

学則において第1条で教育基本法、学校教育法にのっとると規定し、学校教育法、設置基準等をはじめとする大学の設置運営に関する法令の遵守に努めている。

危機管理に関する規則等を整備し、学生の防災訓練、寮を含めた定期巡回を行うなど、環境や人権への安全の配慮に努めている。

教育情報・財務情報についてはホームページ等で適切に公表されている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしていない。

【理由】

理事会の運営は寄附行為に定められ、常務理事会規則を制定し、理事会からの授権に基づき、法人の日常的業務を決定できるようにするなど機動的・戦略的意思決定ができる仕組みを整えている。

しかしながら、理事会の運営については、理事会を書面で開催している点や関連会社の設立及び貸付金の契約において、利益相反に当たる手続きを適切に行っておらず、理事会が適切に運営されているとは言えない。

【改善を要する点】

- 理事会をこれまで複数回書面で開催している点について、早急に改善を要する。
- 学校法人の100%持ち株会社ではなく、かつ教育研究に直接関わるとは言えない関連会社の設立及び金銭消費貸借契約に利益相反に該当する理事を含めるなど、利益相反に当たる手続きについて改善を要する。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の教育研究組織の意思決定機関として理事会と常務理事会があり、それらの連絡調整機関となる「大学運営会議」を設置している。「大学運営会議」のもとに教授会、研究科委員会を組織して運営している。

学則第48条第2項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定め、学長の権限と責任を明確にしている。大学の意思決定組織を整備し、意思決定の権限と責任は諸規則等に明確に示され、機能的に運営されている。

理事長が学長を兼ねており、理事会主導の大学運営においてリーダーシップがとれる体制を整えている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしていない。

【理由】

理事長は学校法人を代表し、責任と権限を有しており、学長は大学を統括し、学則により大学の運営を行っている。現在は理事長が学長を兼務している。

教学に関しては、関係各委員会、学科会議、教授会等を通して、職員は業務報告書を通してボトムアップし、運営への反映が可能となるよう体制整備がなされている。

しかしながら、評議員会に関連会社への貸付けを諮問せず、理事会において決定したことは、評議員会が適切に運営されているとは言えない。また、理事会や評議員会の運営において不適切な事項があるにもかかわらず、監事が意見表明を行っていないなどガバナンスのチェック体制が機能しているとは言えない。

【改善を要する点】

- 関連会社への貸付けについて評議員会への諮問をしておらず、早急に改善を要する。
- 関連会社への貸付けに関する不適切な手続きなどについて、監事が意見表明を行っていない点は改善を要する。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

組織運営については「越原学園 学園運営組織の役職の設置及び任命に関する規程」「越原学園 事務分掌規程」に役職者の選任や事務分掌が明確に規定され、業務の効果的な執行体制が確保されている。

法人全体の業務執行は、理事長のもと、統括責任者の法人本部長が管理している。法人本部長は常務理事として、理事会・常務理事会の決議事項を各部署に伝達し、その執行を管理している。事務局では、「課長連絡会」を開催し、業務執行の管理体制を構築している。

職員研修制度と人事考課制度の整備、実施等を通して職員の資質・能力向上に努めている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

「財政計画（平成 27～29 年度）」及び「予算編成基本方針」に基づき、収入・支出のバランス及び教育研究目的を達成するための必要経費確保を考慮した予算編成がなされるなど、適切な財務運営が行われている。平成 26(2014)年度から過去 5 年間の消費収支計算書関係比率の推移から、金融資産運用により消費支出比率等が悪化した平成 24(2012)年度を除き、収支バランスは確保されている。

また、自己資金構成比率、流動比率、総負債比率等の貸借対照表関係比率から、安定した財務基盤が確立されている。教育研究経費比率は全国平均に比べ若干低い水準で推移しているが、校舎建替え等の実施により今後上昇する見込みである。また、私立大学改革総合支援事業、私立大学教育研究活性化設備整備事業等の外部資金の獲得に努め、実績に結びついている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理については、学校法人会計基準に基づき適切な処理がなされている。会計監査体制については、監査法人（公認会計士）による監査と監事による監査が計画的に実施されている。

また、科学研究費助成事業については、「科学研究費補助金内部監査の手引き」を整備して内部監査を行っている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学則及び「自己点検・自己評価委員会規程」に基づき「自己点検・自己評価委員会」を組織し、認証評価機関の定める項目に準拠して行う自己点検・評価のほか、「学生による授業評価結果に基づく授業改善プログラム」を毎年度行うなど、適切な周期で自己点検・評価を行っている。「自己点検・自己評価委員会」「第三者評価報告書作成委員会」「第三者評価報告書作成委員会」「大学作業部会」が中心となって教職協働体制を構築しており、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を実施できる体制を整備している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

「第三者評価報告書作成委員会」において、「大学作業部会」が作成した自己点検・評価報告書の内容についてエビデンスに基づく確認が行われ、客観的な自己点検・評価を行っている。現状を把握するためのデータ収集と分析は、「自己点検・自己評価委員会」をはじめ

めとして、各学部・学科・専攻及び各事務部署で行われている。学生による授業評価の集計結果については、大学の図書館において教職員及び学生が自由に閲覧できるようにしている。また、自己点検・評価報告書や認証評価結果の報告書は、ホームページ上で公開され学内共有と社会への公表を行っている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価報告書における改善点等は、毎年度の大学の事業計画策定に反映し FD を通じて改善がなされている。また、平成 11(1999)年度から毎年「学生による授業評価」の結果の分析と改善を「自己点検・自己評価委員会」が行っており、次年度の授業に生かしている。このように自己点検・評価報告書や「学生による授業評価結果に基づく授業改善プログラム」等の結果に基づく PDCA サイクルの仕組みが確立され、適切に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 建学の精神

A-1 建学の精神を基盤とした教育力の向上

A-1-① 越原学舎研修に基づく教育

【概評】

越原学舎研修は、建学の精神「親切」や大学の使命・目的等を学生に周知・理解させる上で成果を挙げている。この研修は、昭和 44(1969)年度以来毎年欠かすことなく、創立者の生誕の地に建設された研修施設である越原学舎において、学科ごとに 2泊3日のスケジュールで実施されている。創立者が育った郷家において、創立者の子孫である学園長・副学園長、あるいは学科長・専攻主任による講義に、クラスメートと共に参加することで、建学の精神、教育目的などを身近に感じることができる。また、越原学舎での共同生活や各種のレクリエーション企画などを通して、クラスメートあるいは教員との親睦を深めている。

研修期間中に文学部児童教育学科で実施されている、小学校における児童との交流会・授業参観（児童教育学専攻）と、保育園における体験学習（幼児保育学専攻）は、入学当初に行われる初年次教育として評価できる取組みである。今後、他学科においても、導入することを期待したい。

基準B. 職能教育

B-1 高度職能教育の発展と充実

B-1-① 高度職能教育の発展と充実のための実践

【概評】

家政学部の各学科においては、職能教育の充実を図り、目標とする資格取得に寄与している。食物栄養学科では、演習科目と国家試験対策模試を並行して行うなど、管理栄養士に必要な知識や技能を整理し、体系的にまとめる事により高い国家試験合格率を維持している。

文学部児童教育学科においては、教育特色化推進計画「ひまわりセミナー」の実施、教育特色化事業「教育者・保護者にふさわしいコミュニケーション力・日本語力養成プログラム」の実施など職能教育の充実に対して積極的に取り組んでおり、建学の精神や大学の教育目的に基づく職能教育により、各種資格試験合格率や教員採用試験合格率の面で着実な成果が挙げられている。また、初等英語教育科目として、「オーストラリア・スクールインターンシップ（選択）」が実施されており、ホームステイや語学研修のほか、現地小学校や幼稚園での教育体験などが行われている。

大学全体として建学の精神・大学の教育目的に基づき、職能教育の充実を図っている。

